

居住最短1年で永住許可へ

高度外国人材

高度人材ポイント制のイメージ

マリウス・ビューケルさんの場合:
[高度学術研究分野]

博士号	30点
修士号	20点
7年～	15点
5年～	10点
3年～	5点
～29歳	15点
30～34歳	10点
35～39歳	5点
700～800万円	25点
600～700万円	20点
500～600万円	15点
研究実績	20点

30点+10点+10点
+15点+20点=85点

合計70点に達したので



▽:優れた経営手腕や専門的な技能を持ち、日本の経済成長に資すると期待される外国人。活動内容によって「高度学術研究活動」「高度専門・技術活動」「高度経営・管理活動」の3つに分かれる。政府は高度人材の受け入れを促すため「ポイント制」を使った出入国管理上の優遇措置を2012年に設けた。学歴、職歴、年収など項目ごとにポイントを設定。合計が70点に達したら、高度人材と認定され優遇措置を受けられる。

▽:高度人材の認定を受けると、研究の仕事しながら営利事業にも携われるなど、複数の在留資格にまたがる活動が認められる。配す目標を掲げている。

▽:高度人材と認定した件数は16年10月時点で累計6298人。1年間で53%増えた。政府は累計の件数を20年末までに1万人に増や

偶者も働きやすくなる。日本で永住許可を得るには原則10年の在留期間が必要だが、高度人材は5年の滞在で認めてきた。法務省は近く、この期間を3年に縮め、さらに80点以上の外国人に限り世界でも最速レベルとなる居住1年での永住資格申請を認める。またIT(情報技術)などの成長分野に従事する人材や高額投資家、トップ大学の卒業者らには、新たにポイントを加算する措置も設ける。

きょうの「は」

2017.3.20